

【Q18】 支払義務について“net payment”で、と書く場合がありますが、具体的にはどのような意味を持つのでしょうか。

【A18】 この場合の net は、「正味の」を意味し、支払いに関連して使用したときは「純支払額で」を意味します。すなわち、「100 万円を支払う」とあれば、何ら控除することなく、相手方に 100 万円を丸々わたるよう支払ってやらなくてはなりません。控除する場合の代表例に源泉徴収税(withholding tax)があります。ある支払いにつき源泉徴収をすべきかどうかは、支払地の税法の問題になります。もし税法上源泉徴収をすべきであるにもかかわらずこれをしないのは、税法違反になってしまいます。

ただ、契約中に「net payment」で、とはっきりうたってあるときには源泉徴収税をどうしたらよいでしょう。この場合、契約上控除なしに 100 万円を支払わなければならない、なおかつ税法違反も起こせませんから、税率を 10%とすると 111 万 1,111 円を支払うしかありません。この場合、被支払者には 10 パーセント分の源泉徴収票が交付されますので、実際に手にするのは 100 万円ですが、111 万円余りの支払いを受けた扱いになります。

したがって、源泉徴収税のことをよく調べず安易に契約中に「純支払額」を約束してしまうと後で困ることになりかねません。国際契約などでは支払い金額を明記した上で、源泉徴収税を控除しなければならないときは「これを控除した上で送金することができる」と書くのが一般的です。上記のように源泉税を控除してもなお純支払額が確保されるようにすること(これを grossing up といったりします)自体を法律で禁止する国もあります。

クロスボーダーでの送金・支払いとなりますと、租税条約のことを考えておかななくてはなりません。たとえば、日米間には 1972 年、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約」が締結されています。租税条約は、二重課税回避及び脱税防止を目的とし、日本は現在、約 40 カ国と二国間条約のかたちでこの条約を締結しています。外国に向けて支払いをなす際に源泉徴収をどれだけすべきかどうかは、租税条約の内容によって左右されますので、国際契約においては、必ず支払い相手国との間の租税条約の有無、内容を確かめておかななくてはなりません。

国際的な支払いと源泉徴収税の関係をもっともきびしく規定する契約が、スワップ契約です。スワップ契約にも通貨スワップと金利スワップとがありますが、いずれも債務の交換(exchange)を内容にするといつてよいでしょう。たとえば、もともとシンガポールからロンドンに向けて支払うべき債務がスワップをしたために、日本企業によって東京から支払われることになったとします。ところが、100 万ドルを支払うべきところ、源泉徴収税がかかるため 90 万ドルになってしまうとすれば、それだけで債務不履行になってしまいます。

そこで、スワップ契約をするときは、支払地において税の源泉徴収があるかないかを調べる必要があります。それだけでなく、契約書の現状表明・保証(representations and warranties)条項中に、租税条約の適用を含めて、この点についてのかかなり詳細な表明を支払者(payer)になさせるのがふつうです。現在、日本ではスワップ契約の下での支払いにつ

き, 源泉徴収税はかからないことになっています。

ネットティング条項もスワップ契約などにみられます。この場合の netting は, 債権と債務を差し引いて相殺を行うようにして支払う決済方法のことをいいます。これによるときは, 債権や債務を個別に決済するよりも取扱額が減るため決済リスクが軽減されるメリットがあるとみられます。

(弁護士 長谷川俊明)